

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和２年３月世田谷区条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第７条第３項第２号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

第１７条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１７条の２ 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第１３条第６項において準用する法第６条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第２４条第２項中「法第１４条第７項に規定する」を削る。

附 則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。ただし、第７条第３項第２号及び第２４条第２項の改正規定は、公布の日から施行する。